

住宅用太陽光発電システム設置費補助金 手続きの手引き

下野市

〒329-0492 下野市笹原26

下野市市民生活部 環境課（下野市役所 2階）

電話 0285-32-8898 FAX 0285-32-8609

E-mail kankyoushou@city.shimotsuke.lg.jp

目 次

1	住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度の概要	1
2	手続きの流れ	4
3	書類作成および提出上の注意点	5
1	共通	5
2	補助金の交付申請	5
3	補助金の請求	9
4	様式・書式例	10

1 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度の概要

1 目的

住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）の導入支援を目的として、太陽光発電システムを設置しようとする方に対し、予算の範囲内において住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

※「住宅用太陽光発電システム」とは、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいいます。

2 補助対象システム

次の要件に適合したものです。

① 住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの。

② 太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満のものであること。

※ 既に設置されているものがある場合は、それを含めて10kW未満となるようにしてください。

③ 未使用品であるもの（中古品は対象外）。

※ 設置前に使用されていたものや、過去に一度でも電力会社と系統連系をされたものは対象外です。

3 補助対象者

次の要件をすべて満たす方です。

① 市内に居住している者。

② 電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅等（店舗、事務所等との兼用は可とする。）に、システムを設置した者又は建売住宅供給者等から市内に、システム付住宅を購入した者。

※ 太陽光発電を納屋や車庫等に設置し、住宅部分の電力に使用する場合は対象になります。

※ 店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねる家屋（併用住宅）、借家（家主の同意を得たものに限る）も、申請者が継続的に自ら居住する場合は対象になります。

※ 申請者が集合住宅の所有者の場合、所有者本人（電灯契約者）の居住戸での電力受給契約とします。なお、共有部の電力受給契約の場合は、補助対象となりません。

③ 設置する住宅等が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

※ 建築物所有者の「設置承諾書」を添付してください。申請者が集合住宅の居住者の場合、集合住宅の所有者の「設置承諾書」を添付してください。

④ 市税の滞納がない者。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費の範囲は、システムの設置に要する費用であって、次のとおりです。

- ① 太陽電池モジュール
- ② 架台
- ③ パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）
- ④ 接続箱
- ⑤ 直流側開閉器
- ⑥ 交流側開閉器（サービスブレーカー）
- ⑦ 設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入および電気工事等に要する費用を含む）

5 補助金の額

太陽電池の最大出力1kW当たり1万円（上限4万円）とします。（千円未満の端数は切り捨て）

※ 予算の範囲内となります。

※ 要件を満たす場合、県の補助制度と併給が可能です。

6 申請窓口

下野市市民生活部環境課（庁舎2階）に、直接書類を提出してください。郵送での申請は受け付けできません。申請書類は市のホームページからダウンロードするか、申請窓口でお受け取りください。ホームページ：<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/index.htm>

※補助金交付申請書が提出された時点において、既に申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を中止します。

7 交付の決定

申請受付順による書類審査及び現地調査を行い、交付決定通知書（様式第2号）を交付決定者に送付するとともに、交付決定者からの請求に基づき、補助金確定額を交付決定者の口座に支払います。

※交付決定通知書は申請者本人に送付します。

8 手続代行者

申請者は、補助金交付申請について、法令に反しない限りにおいてシステムを販売する者（手続代行者）に対して、手続きの代行を依頼することができます。

※ 手続代行者は、依頼された手続業務について誠意をもって実施してください。また、申請者に関して得た情報は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとします。

※ 手続代行者とは、申請者に対して対象システムに関する領収書を発行できる方です。

9 システムの管理

補助金受給者は、補助の対象となったシステムを善良なる管理者の注意をもって管理し、適正に運用してください。

10 補助金交付の取消し及び補助金の返還

補助金受給者が、本事業の交付要綱に違反した場合又は補助金をシステムの設置以外の用途に使用した場合は、交付決定が取り消され補助金を返還しなければなりませんので注意してください。

11 注意事項

- ・申請者、委任者、承諾者、請求者の氏名・住所等は、提出書類全て自筆で記入してください。
- ・写真は、設置した建物全体を写したものと設置したシステムを写したものを提出してください。
- ・請求書（様式第4号）を提出する際は、請求日は記入しないでください。
- ・提出様式等については、変更する場合がありますので、必ず提出前にチェックシートで確認し、最新年度の様式等を使用してください。

補助金の手続代行業務における不正申請に対する措置について

当補助金の交付申請を予定される皆様並びに、手続代行業務に当たられているシステム販売会社、工事会社並びに住宅販売会社の皆様におかれましては、絶対に不正申請に関わることをないよう十分ご注意ください。

■ 不正申請の例示

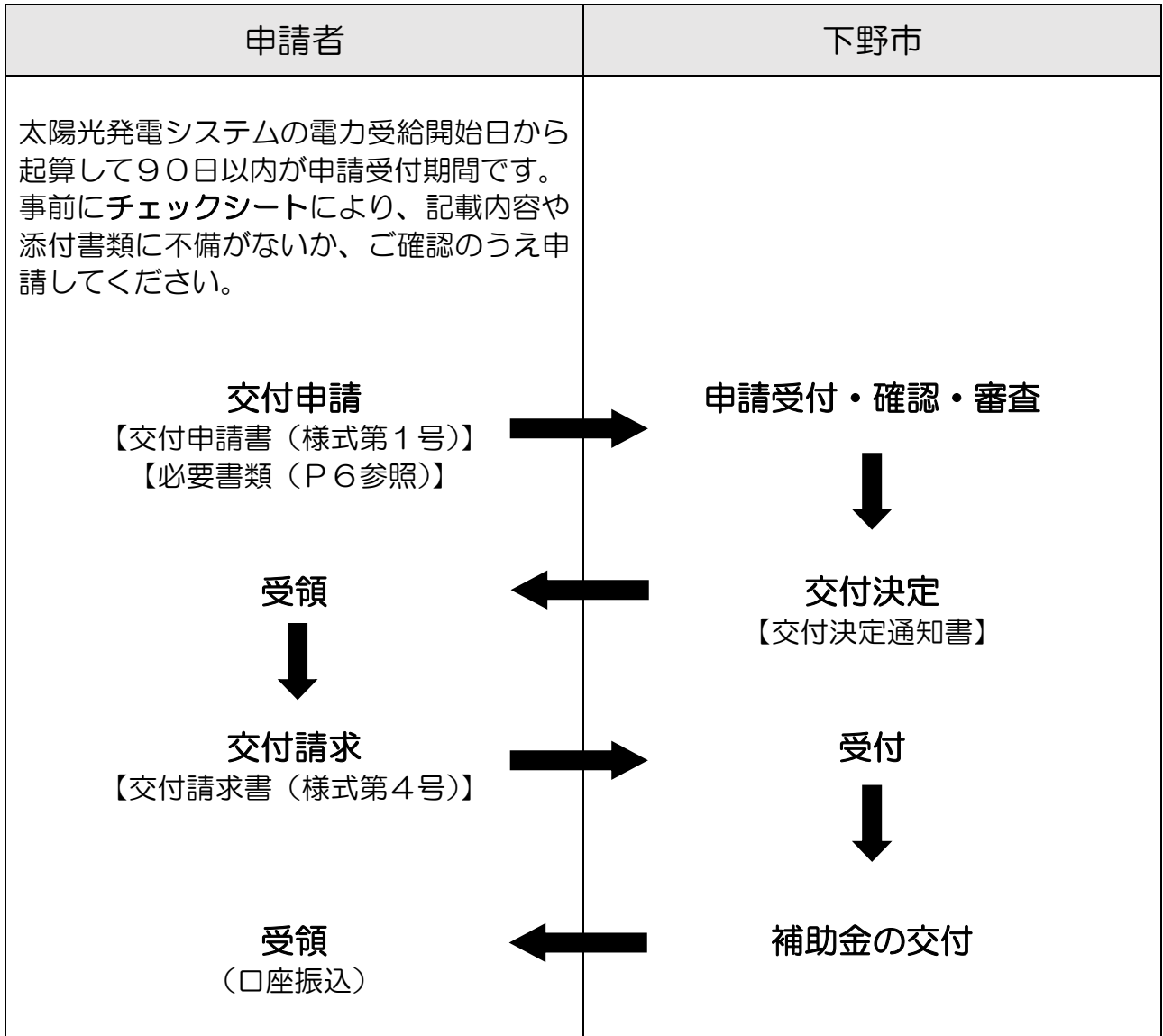
工事請負契約書等や電力受給契約を確認する書類など、補助金交付決定の要件に関わる内容を修正液で修正し、複写を行った。

※ 補助金交付決定の証ひょうとなる工事請負契約書等の改ざんは違法行為です。

■ 不正事実が発覚した場合の措置について

不正が発覚した場合は、早急に調査を行い、事実確認後、不正申請された案件はすべて交付申請の取り下げを行うか、交付決定の取り消しを行います。

2 手続きの流れ



3 書類作成および提出上の注意点

各書類の作成および提出に当たり、以下の点についてご注意ください。

1 共通

- 書類は必ず市が指定する申請書（A4サイズ）に黒色のボールペン等で記入してください。
- 使用する印は、認印で構いませんが、スタンプ印は不可です。提出書類には全て同じ印を使用してください。
- 申請者、委任者、承諾者、請求者の氏名・住所等は、提出書類全て自筆で記入してください。
- 書類の受付場所は、下野市役所2階環境課とし、受付時間は土曜日・日曜日・祝日・年末年始以外の市役所が通常業務を行う時間内（午前8時30分から午後5時15分）とします。
- 書類は申請者本人又は手続代行者が直接窓口提出してください。
- 受付時間外に提出された書類は受付できません。
- FAX、メール等による受付はできません。
- 書類は、担当者が内容を簡易審査し、必要な書類がそろっている場合にかぎり受付します。
- 書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、書類を返却します。
- ご不明な点等ありましたら、提出前に環境課にてご確認ください。

2 補助金の交付申請

(1) 手続き

申請者は、次の手続きにしたがって申請してください。

- 受付した補助金交付申請書は審査を行い、申請者に対して交付決定通知書を本市より送付します。
- 審査の結果、交付申請の内容が要件に適合していないと認めるときは、不交付決定通知書により申請者に通知します。
- 申請者または手続代行者は、申請書の提出に際し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金チェックシートにて確認の上、チェック済みのチェックシートを添付してください。

(2) 補助金交付申請書（様式第1号）の記載方法

- 申請日は、申請者本人又は手続代行者が直接窓口に持参する日を記入してください。
- 申請者は、申請者個人の現在の住所及び氏名を記載してください。申請者は、システムの設置者（工事等の契約者）であって、電力会社との電灯契約の契約者であることが必要です。
- 電話番号は日中、連絡のとれる電話番号（勤務先の電話番号、携帯電話番号等）をご記入ください。日中、自宅にご在宅の場合は、自宅の電話番号でも構いませんので、必ず連絡のとれる電話

をご記入ください。

- 「1 システム設置住所」とは、実際にシステムを設置した住所です。
- 「2 住宅所有者氏名」は、申請者のほかに住宅所有者がいる場合は、申請者も含む住宅所有者全員を記載して下さい。申請者以外の所有者がいる場合は、承諾書を添付してください。
- 「3 電灯契約者氏名」は、申請者となります。申請者と異なる場合には補助金は受けられません。
- 「4 工事着工日」は、原則として、工事請負契約書等に記載の工事着工予定日と同一となります。契約書に着工予定日が記載されていない場合や記載内容から変更のある場合は、実際の着工日を記入してください。建売住宅の場合は記入不要です。
- 「5 工事完了又は建売住宅の引渡し日」は、原則として、契約書に記載の工事完了又は建売住宅の引渡し予定日と同一となります。契約書に工事完了又は建売住宅の引渡し予定日が記載されていない場合は、実際の完了日又は引渡し日を記入してください。
- 「6 太陽電池の最大出力」は、小数点以下第3位を切り捨てて、記入してください。
(例) 3. 5 6 7 kW → 3. 5 6 kW
- 「7 電力受給開始日」は、電力会社の「購入実績お知らせサービス」の購入開始年月日などを確認して記入してください。
- 「8 システム設置に要した費用」は、システム設置に要した補助対象経費（税込み）となります。
- 「9 補助金交付申請額」は、「6 太陽電池の最大出力」×10,000円とし、千円未満を切り捨てた額を記入してください。ただし4万円を超える場合は4万円とします。
(例1) 3. 5 6 kWのシステムを設置した場合
3. 5 6 kW×10,000円=35,600円 → 補助金額35,000円
(例2) 4. 1 2 kWのシステムを設置した場合
4. 1 2 kW×10,000円=41,200円 → 補助金額40,000円
- 「10 建築区分」は、住宅が新築住宅である場合は「新築住宅」、既築住宅である場合は「既築住宅」の区分とします。「建売住宅」とは太陽光発電システムが設置された住宅を購入するものです。該当項目の□を■に塗りつぶしてください。

(3) 添付書類

- 1 システムの概要が確認できる書類
- 太陽電池モジュールの型式名、製造者名（メーカー名）、公称最大出力と使用枚数、太陽電池の最大出力および、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）の型式名、製造者名（メーカー名）、定格出力が明記されていること。
- 太陽電池モジュールについては、パネル1枚当たりの出力と設置枚数を明記してください。
- 各太陽電池モジュールごとに、出力と枚数から出力の合計を算出して下さい。

2 工事請負契約書の写し又はシステム付建売住宅売買契約書の写し

- 機器の購入の証並びに工事期間の確認として工事請負契約書等の写し、システムの設置された住宅を購入する証として建売住宅の売買契約書の写しを提出していただくものです。
- 原則として、工事請負契約書等には、工事着工予定日並びに工事完了予定日、売買契約書には、建売住宅引渡し予定日が明記されていること。
- リース契約は補助対象となりませんので、ご注意ください。
- 注文書と注文請書でも可とします。その際、「注文書」には注文者（申請者）の捺印が、「注文請書」には施工業者の社印または代表者印があり、収入印紙が貼付されていることが必須です。

3 システムの設置に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し

- 領収書の写しは、システムの設置費に係る経費の金額について、支払が終わっていることを確認するために提出していただくものです。
- 割賦による支払は、「金銭消費貸借契約」及び「立替払い契約」を利用した支払いが利用できますが、「リース契約」による支払いは認めません。システムを「立替払い契約」で購入の場合、以下の条件を満たしていれば、補助対象となります。
 - ・システムの所有権が申請者にあること。
 - ・販売者から購入者に発行した領収書が提出できること。様式は任意とします。
- 領収書は、工事請負契約書、売買契約書等に基づいて支払いを行った金額（システムの設置費を含む）に対するものとします。
- 補助対象経費及び補助対象外経費と、それ以外の経費（建物工事費、給湯器設置費等）が合算された領収書の場合、システムの設置に係る部分が明確に記載された領収書を添付してください。
- 銀行振込証等では領収書の代わりにはなりません。

4 電力会社とシステムに係る受給契約申込書の写し及び電力受給開始日が確認できる書類

- 受給契約申込書の写しは、電灯契約者が申請者本人であること、設置されたシステムが系統連系逆潮流有りのシステムであることを確認するために提出していただくものです。
- 受給契約申込書の写しは、電力会社受付済みのものを提出してください。
- 受給契約申込書に記載されている住所はシステム設置場所、電力需給契約者は補助金交付申請者であることとします。
- 電力会社のウェブサイトによる「購入実績お知らせサービス」の写しなど電力受給開始日が確認できる書類を添付してください。

5 システムの設置後の状況を示す写真

- 写真は、システム（太陽電池モジュール）が確実に設置されていることを確認するために提出して頂くものです。インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）、接続箱、直流側開閉器、交

流側開閉器、補助対象外のもの（モニター等）の写真は必要ありません。

- システム（太陽電池モジュール）を設置した建物の全体写真
- システム（太陽電池モジュール）が設置されている全箇所の写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの。複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、お互いの写真の位置関係がわかるものとしてください。）
 - ・全ての枚数を確認できる写真が撮影できない場合は、一部でも確認できる写真を添付した上で補足として屋根との位置関係が分かるシステム配置図（立面図、伏図等）を添付してください。
- 写真の提出方法
 - ・写真はカラー写真、カラー印刷にて提出してください。
 - ・デジタルカメラの写真の場合は、A4サイズでカラー印刷し、交付申請者名を記入の上、提出してください。
 - ・紙焼き写真の場合は、写真の裏面に交付申請者名を記入の上、A4サイズ用の紙に貼り付けてください。また、用紙にも交付申請者名を記入の上、提出してください。

6 市税の滞納がないことを証明する書類

- 納期限の到来している市税に滞納がないことを証明するものです。
- 交付申請する年の前年1月2日以降に市外から転入された方は、納税状況等の確認ができないため、前住所地の前年度の市税の滞納がないことを証明する書類を添付してください。
- 滞納がないことを証明する書類（納税証明）は、税務課で証明を受けてください。
- 交付申請する年の前年1月1日から交付申請日まで下野市に住所を有し、市税の納付状況について調査同意をいただいた場合は、省略可能です。

7 住民票の写し

- 住民票の写しとは、市民課（本庁舎、南河内、石橋）窓口で発行される原本です。そのコピーではありません。
- 住民票の写しは、申請者の住所とシステム設置住所が同一であることを確認するために、提出していただくものです。発行から3か月以内のものを添付してください。
- 住民登録について調査同意をいただいた場合は省略可能です。

8 設置承諾書（設置した住宅等が、補助対象者の所有物でない場合に限る。）

- 申請者以外に所有者が存在する場合（借家や共有の住宅である場合）に、添付してください。複数の所有者がある場合は連名とせず、所有者1人について1部提出してください。（連名不可）

9 その他市長が必要と認める書類

委任状

手続代行者を定めて委任する場合は、委任状を提出してください。

- ・書類補正手続を受任者が行う際には、原契約と同一の印が必要です。
- ・委任者欄には、申請者の住所、氏名を記載し、提出書類と同じ印を押してください。
- ・委任状の日付は、交付申請日または申請日以前の日付としてください。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金チェックシート

内容をご確認いただき、「チェック欄」に「○」を記入してください。申請条件によって、該当しない項目については、「該当なし」と記入してください。確認者氏名欄には、実際に確認された方個人のお名前を記入してください。手続代行者の場合は、会社名、部署名も記入してください。また、確認者印（スタンプ印でも可）を必ず捺印してください。

案内図

現地調査のため、システム設置住所への行き方の分かる案内図を添付してください。

太陽光発電システムに関する領収書内訳書

別途内訳書を作成し、以下について証明してください。

- ・システムに限定した工事着工日並びに工事完了日、引渡し日
- ・システムの補助対象経費金額及び補助対象外経費金額

内訳書作成については、手続代行者の発行を証明するため、工事請負契約書等と同じ捺印をしてください。

3 補助金の請求

(1) 補助金交付請求書（様式第4号）の記載方法

請求日は記入しないでください。

使用する印は、他の提出書類と同じ印を使用してください。訂正が必要な場合は、交付決定者の印を必ず押印し訂正してください。

補助金請求額は、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を記入してください。

振込先は間違いのないように記入してください。また、口座名義人欄には、必ず（ふりがな）を記入してください。

補助金の振込先を記載してください。（ゆうちょ銀行を振込先口座に指定する場合は、振込用の店名、預金種目、口座番号を確認する必要があります。過去にこの手続きをされていない場合は、手続きが必要になりますので、お近くのゆうちょ銀行、郵便局の貯金窓口にご相談ください。）

4 様式・書式例

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 システム設置住所	下野市
2 住宅所有者氏名	
3 電灯契約者氏名	
4 工事着工日	年 月 日（工事の場合のみ記入）
5 工事完了又は建売住宅の引渡し日	年 月 日
6 太陽電池の最大出力	. k W（小数点以下第3位を切り捨て）
7 電力受給開始日	年 月 日
8 システム設置に要した費用	円
9 補助金交付申請額	円 太陽電池の最大出力×1万円とし、千円未満切り捨てとする。 ただし、4万円を超える場合は4万円。
10 建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅

私は、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請に関し、市税の納付状況及び住民登録について調査することに同意します。

申請者氏名 _____ 印

(裏面)

添付書類

- 1 システムの概要が確認できる書類
- 2 工事請負契約書の写し又はシステム付建売住宅売買契約書の写し
- 3 システムの設置に要した費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- 4 電力会社とシステムに係る電力受給契約書の写し及び電力受給開始日が確認できる書類
- 5 システムの設置後の状況を示す写真
- 6 市税の滞納がないことを証明する書類
- 7 住民票の写し
- 8 設置承諾書(設置した住宅が、補助対象者の所有物でない場合に限る。)
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

下環指令（太）第 号
年 月 日

様

下野市長

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電システム設置費補助金
について、下記のとおり決定しましたので、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補
助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

下環指令（太）第 号
年 月 日

様

下野市長

住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

下野市長 様

請求者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

㊞

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		

年 月 日

下野市長 様

承諾者 住所
ふりがな
氏名
電話番号



設置承諾書

このたび、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金において、システムを設置した建築物は、私の所有に係るものであり、当該建築物に次の申請者がシステムを設置することを承諾しております。

システムを設置した住所等

設置場所住所	
設置した建築物の形態	
申請者の住所	
申請者の氏名	
申請者との関係	

※ 複数の所有者がある場合は連名とせず、承諾者1名ごとに作成してください。

委 任 状

下野市長 様

私は、下野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

受任者（書類補正手続を受任者が行う際には、この受任者印が必要です。）

住 所 _____

会社名 _____

代表者名 _____ ㊞

担当者名 _____

電話番号 _____

（日中に連絡が取れる番号）

を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項
交付申請書の提出及び補正手続

年 月 日

委任者 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

（印は提出書類の印と同一とすること）

住宅用太陽光発電システム設置費補助金チェックシート

項 目	内 容	チ ェ ッ ク
申請日	申請日が受付窓口を持参する日になっていませんか。	
	システムの電力受給開始日から起算して90日以内ですか。	
申請者	申請者は個人になっていませんか。氏名にふりがなは振ってありますか。	
	申請者印が押印されていますか。(印鑑は認印で結構ですが、今後の各提出書類には、同じ印を使用してください。)	
	申請時に下野市内に住所を有する必要があります。	
	申請者と電灯契約者氏名が一致していますか。	
太陽電池の最大出力	太陽電池の最大出力値は、少数点以下第3位を切り捨てた値ですか。	
補助金交付申請額	上記の最大出力に1万円を乗じた額(1,000円未満の端数は切捨て)ですか。4kWを超える場合は4万円になります。	
システム設置に要した費用	システム設置に要した補助対象経費(税込み)となっていますか。 ※領収書内訳書の(A)に、その消費税を加えた額	
添付書類	システムの概要が確認できる書類 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)の型式名、製造者名(メーカー名)、太陽電池モジュールの最大出力と使用枚数、太陽電池の最大出力、定格出力が記載されていますか。	
	工事請負契約書の写し又はシステム付建売住宅売買契約書の写し 〔工事請負契約書又は売買契約書の代わりとして、注文書と注文請書(請負者の署名、捺印、収入印紙付)でも可です。〕	
	契約書の写しはお客様控えですか。契約者は、補助金交付申請者本人ですか。	
	システムの設置に要した費用の領収書の写し	
	太陽光発電システムに関する領収書内訳書 補助対象経費、補助対象外経費及び太陽光以外に係る経費の内訳金額が明記されていますか。	
	電力会社とシステムに係る受給契約申込書の写し 受給契約申込書に記載されている住所は、システム設置場所と一致していますか。電力受給契約者は、補助金交付申請者と一致していますか。	
	電力受給開始日が確認できる書類	
	システムの設置後の状況を示す写真 カラー写真またはカラー印刷であり、交付申請者名が記入されていますか。 ① 太陽電池モジュールを設置した建物の全体写真 ② 太陽電池モジュールが設置されている全箇所の写真(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)	
	市税の滞納がないことを証明する書類 交付申請する年の前年1月1日から交付申請をする日まで下野市に住所を有し、市税の納付状況について調査同意をいただいた場合は、省略可です。	
	住民票の写し 交付申請時に調査同意をいただいた場合は省略可です。	
	設置承諾書 設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合に限り、適用されます。	
	委任状 手続代行者を定めて委任する場合に限り、適用されます。	
	案内図 システム設置住所への行き方の分かる図面となっていますか。	

年 月 日

上記の項目確認しました。

(確認者氏名)

印

年 月 日

下野市長 様

会社名

印

(印は領収書の印と同一とすること)

太陽光発電システムに関する領収書内訳書

様 における住宅用太陽光発電システムの領収書金額は、
 年 月 日付、 領収書番号 の領収書に記載のとおりですが、
 その内訳については以下のとおりとなることを証明します。

領収書内訳

補助対象経費	項 目			金 額	備 考
	① 太陽電池モジュール				
	② 架台				
	③ パワーコンディショナ (インバータ・保護装置)				
	④ その他付属機器				
	⑤ 設置工事に係る費用 ※ 特殊工事費を含む (配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)				
補助対象経費 小計 (A)					(①+②+③+④+⑤)
補助対象外経費	項 目	メーカー名	数量	金 額	備 考
	補助対象外経費 小計 (B)				
太陽光に係る経費合計					

太陽光以外	項 目	数量	金 額	備 考
	太陽光以外 合計 (C)			

領収書の内訳合計	項 目	金 額	備 考
	合計 (A) + (B) + (C)		
	消費税		
領収書額面合計			

